

# 令和元年度 粟国村職員採用候補者試験案内 (初級・中級・上級)

- (1) 試験日 : 令和元年8月31日(土)  
 (2) 試験場所 : 粟国村中央公民館 2階ホール  
 (3) 受付期間 : 令和元年8月5日(月)～8月19日(月)  
 9時～17時(但し、土・日・祝祭日は除く。)

問い合わせ先 : 粟国村役場 総務課  
 及び提出先 〒901-3792 島尻郡粟国村字東367番地  
 電話 098-988-2016  
 FAX 098-988-2206

## 1. 試験区分・採用予定人員及び受験資格

- (1) 職 種 一般行政職：初級・中級・上級  
 (2) 受験資格

①昭和55年4月2日以後出生し、活字印刷文による出題に対応できるもので、試験区分ごとに次のような受験資格があります。

上級	ア 学校教育法に基づく4年制大学を卒業した者 イ アと同等以上の学力があると認められるもの(※注1)
中級	ア 学校教育法に基づく短期大学を卒業した者、若しくはこれと同等の資格があると認められる者(※注2)。ただし以下の者を除く。 ・大学4年次以上を卒業した者
初級	ア 学校教育法に基づく高等学校を卒業した者(4年制大学又は、短期大学等を卒業した者を除く)。 ※令和2年3月に高等学校を卒業される方は受験できません。

※受験者は、学歴及び資格に該当する級よりも下位の級を受験することはできません。  
 ※注1「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法に定める大学の専攻科に入学できるの者又は、大学院への入学資格のある者で、外国において4年制大学を卒業した者などがこれにあたります。

※注2「同等の資格があると認められる者」とは、昭和59年人事院公示第6号(人事院の認定に係る受験資格)第3項に定める者で、次の者等がこれにあたります。

- a) 学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上で、かつ1,600時間以上の履修を義務づけている課程を卒業した者。  
 b) 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発大学校及び短期大学校を卒業した者。  
 ・ 大学中退者の区分については、大学に2年以上在籍し、62単位以上の単位取得者は、中級扱いとなります。

②次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本国籍を有しない者  
 イ 地方公務員法第16条に該当する者  
 a) 成年被後見人又は被保佐人  
 b) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- c) 粟国村において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - d) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ウ 採用時に粟国村に住所を有さないもの
- (3) 採用予定人数 若干名 (令和元年10月1日採用予定)

## 2. 試験

### (1) 試験の日時・場所及び合格者発表

①試験期日：令和元年8月31日(土) 受付時間：9時～9時45分  
試験開始：10時

②場 所：粟国村中央公民館 2階ホール

#### ③試験時間

10：00～12：00 教養試験  
12：00～13：00 休憩  
13：10～13：20 事務適正検査  
13：30～15：00 作文試験  
15：00～ 面接(受検番号順に行います)

④合格発表：令和元年9月13日(金)予定

午後3時に粟国村役場前掲示板に合格者の受験番号を開示。

(電話での確認には応じられません)

又、粟国村ホームページにおいて合格者の受験番号を掲示します。

なお、合格者には別途書面により通知します。

(注意) (※台風等自然災害時の対応)

試験当日、台風等により、暴風警報が発令され、業務が停止した場合は、試験実施日を令和元年9月8日(日)同時刻に延期し、合格発表は9月20日(金)に行います。

なお、試験当日、試験が実施されるかどうかは粟国村役場へ問い合わせてください。

また、延期された場合は試験時間の変更はありません。また、追加申込は行いません。

### (2) 試験の方法及び内容

- ①教養試験：社会、人文、自然に関する一般知識を問う問題並びに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題。
- ②事務適性検査：事務職員としての適応性、正確さ、迅速さ等の作業能力の適性についての検査。
- ③作文試験：指定されたテーマに基づき、作文試験を行います。
- ④面接試験：人物、適応性等について面接を行います。

### (3) 試験の申込みの際に提出する書類

- ①令和元年度粟国村職員採用候補者受験申込書 (村役場にて配布。郵便請求は(4)参照。村ホームページでも取得可能です)
- ②最終学校等卒業証明書又は卒業証書の写し(卒業証明書は、最終卒業学校か

ら請求し、提出して下さい。)

- ③健康診断書(6か月以内に作成されたもので、身長、体重、視力、聴力、血圧、尿検、血圧、胸部X線及び総合所見、現病歴、既往歴が記載されたもの。村ホームページでも取得可能です)
- ④自筆履歴書(写真貼付、市販で可)
- ⑤身分証明書(本籍地の市町村役所より30日以内発行のもの)
- ⑥住民票抄本又は戸籍抄本
- ⑦返信用の封筒(長3サイズ)。郵便番号住所氏名を明記し、82円切手を貼付。  
※申込みの際、提出した書類は、返却いたしません。なお、採用試験に関する提出書類等は採用試験の目的以外に利用することはありません。

(4) 採用試験案内及び申込書の請求方法

- ①直接受け取る方法：採用試験申込書は栗国村役場総務課にて交付します。
- ②郵便入手する方法：郵便で請求する場合は、封筒表側に「受験申込書請求」と朱書きし、郵便番号、住所、氏名(本人)を明記し140円切手を貼った返信用封筒(角型2号封筒 {33cm×24cm程度})を必ず同封のうえ、請求して下さい。  
\* 郵送による請求は、8月17日消印分まで受付、郵送いたします。  
このために生じた申込み等の遅延等については、責任を負いませんので受験手続きには十分注意して下さい。
- ③ホームページで取得する方法：栗国村のホームページにて取得して下さい。

(5) 試験申込み

①申込方法：

ア 直接持参する場合：

受験申込書に必要事項を記入し、写真(申込み前3ヶ月以内に撮影した写真(タテ約3.5cm・ヨコ約2.5cm))を貼付し、他の書類とともに提出して下さい。

イ 郵送する場合：

郵送で申込み場合は、封筒表側に「受験申込」と朱書きし、受験申込書に必要事項を記入し、写真(申込み前3ヶ月以内に撮影した写真(タテ約3.5cm・ヨコ約2.5cm))を貼付し、他の書類とともに書留郵便で郵送して下さい。

(6) 受験票の交付

申込み手続きをした方については、申込み受付後、直接の手渡し又は郵送にて、受験票を交付します。

令和元年8月26日(月)までに「受験票」が本人に届かない時は栗国村役場総務課へご連絡下さい。

※受験票がないと受験できませんので必ずお持ち下さい。

\* 試験申込み及び受験票の記載事項に不備がある場合には、お返しすることもあります。このために生じた申込みの遅延等については、責任を負いませんので、受験手続きには十分注意して下さい。

3. 採用の決定及び給与等

- (1) 最終合格者の数は、年間の採用定数に採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、採用数を上回る合格者となり、合格しても採用にならない場合があります。
- (2) 試験に係る職員採用候補者名簿の有効期限は、原則として名簿登載の日(合格発表の日)から令和2年3月31日までです。

- (3) 初任給は、村の関係例規の定めるところにより決定され、職務経験等のある者は、初任給に一定の基準で加算されます。
- (4) 勤務時間は、原則として、午前8時30分から午後5時15分(1日当たり7時間45分)、月曜日から金曜日までです。
- (5) 休暇は、年次有給休暇、病気休暇、介護休暇及び特別休暇があります。年次有給休暇は、1年に20日です。(採用2年目から20日付与、1年未満は減数付与)
- (6) 公務で公用車等を使用することがありますので、普通自動車第一種運転免許(AT限定車可)未保持者は、採用後取得する必要があります。

#### 4. 成績開示

職員採用試験の結果については、粟国村個人情報保護条例第11条の規定により、口頭で開示を請求することができます。

受験者本人が、受験票又は本人であることが確認できる書類(運転免許証、旅券等)を持参し、午前9時～午後5時までに、申込んで下さい。なお、土曜日、日曜日、祝祭日は受付できません。また、電話・手紙等による申込みはできません。

- ①対象者：試験不合格者
- ②開示内容：試験の得点及び順位
- ③開示期間：試験の合格発表から1ヶ月間
- ④申込場所：粟国村役場 総務課

#### 5. 試験当日の諸注意

- (1) 受験票は必ず持参して下さい。
- (2) 試験の問題の解答は、HBの鉛筆を使用して下さい。試験当日はHBの鉛筆及び消しゴムを必ず持参してください。
- (3) 試験期間中、携帯電話、PHS等の電子通信機器の使用は禁止します。必ず電源を切って下さい。(時計機能としての使用も禁止します。)
- (4) 試験会場では試験官の指示に従って行動してください。